

指定介護老人福祉施設運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬愛会が設置経営する指定介護老人福祉施設（以「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者その者の立場に立って指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設は入居者の人権の養護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(入居定員)

第3条 施設の入居定員は50名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第4条 施設に次の職員を置く。

(1) 施設長	1名
(2) 事務員	2名
(3) 生活相談員	1名
(4) 介護職員	20名
(5) 看護職員	2名
(6) 機能訓練指導員（兼務）	1名
(7) 介護支援専門員	2名
(8) 医師（非常勤）	1名
(9) 栄養士又は管理栄養士	1名
(10) 調理員	5名

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職 務)

第5条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

一 施設長（管理者）

施設の業務を統括する。施設長に事故あるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長（管理者）の職務を代行する。

二 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

三 生活相談員

入居者の入退所、生活指導及び処遇の企画立案、実施に関することに従事する。

四 介護職員

入居者の日常生活の介護、指導及び援助業務に従事する。

五 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

六 機能訓練指導員

入居者の機能回復に必要な訓練及び指導に従事する。

七 介護支援専門員

要介護者又は要支援者からの相談に応じ、その心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう市町村、居宅サービス事業を行う者、介護保険施設等との連絡調整に従事すると共に、入居者の生活指導及び処遇の企画立案、実施に関する業務に従事する。

八 医師

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

九 栄養士

給食管理、入居者の栄養指導に従事する。

十 調理員

栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

(事務分掌)

第6条 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会 議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため次の会議を設置する。

- (1) 職員会議 (2) 幹部会議 (3) 処遇会議 (4) 給食会議
(5) その他施設長が必要と認める会議

2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

(利用料等の受領)

- 第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、当該指定介護福祉施設サービスについて厚生大臣が定める基準により算定した費用の額から当該指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受けるものとする。
- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
 - 3 施設は前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。
 - 一 厚生大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 二 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。
 - 三 理美容代
 - 四 その他、指定介護福祉施設サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。
 - 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第9条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者その者が介護認定審査会において審査された要介護認定により、作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

(1) 介護福祉施設サービス費（1日あたり）

①負担割合1割

1) 要介護度 1	670円
2) 要介護度 2	740円
3) 要介護度 3	815円
4) 要介護度 4	886円
5) 要介護度 5	955円

②負担割合2割

1) 要介護度 1	1,340円
2) 要介護度 2	1,480円
3) 要介護度 3	1,630円
4) 要介護度 4	1,772円
5) 要介護度 5	1,910円

③負担割合3割

1) 要介護度 1	2,010円
2) 要介護度 2	2,220円
3) 要介護度 3	2,445円
4) 要介護度 4	2,658円
5) 要介護度 5	2,865円

(2) 各種加算

①負担割合1割

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の13.6/1000加算(月)
栄養ケアマネジメント強化加算	11円
経口移行加算	28円(医師の指示を受けて、経管栄養から経口栄養に移行しようとする者で180日以内)
経口維持加算(Ⅰ)	400円(月) / (180日以内)
経口維持加算(Ⅱ)	100円(月) / (180日以内)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	27円
看護体制加算(Ⅰ)	6円
看護体制加算(Ⅱ)	13円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20円(月)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50円(月)
入院時、外泊時加算	246円
看取り介護加算	72円(死亡日31日以前~45日以下)
看取り介護加算	144円(死亡日以前4日以上30日以下)
看取り介護加算	680円(死亡日の前日及び前々日)
看取り介護加算	1,280円(死亡日)

②負担割合2割

介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位の13.6/1000加算(月)
栄養ケアマネジメント強化加算	22円
経口移行加算	56円(医師の指示を受けて、経管栄養から経口栄養に移行しようとする者で180日以内)
経口維持加算(Ⅰ)	800円(月) / (180日以内)
経口維持加算(Ⅱ)	200円(月) / (180日以内)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	12円
夜勤職員配置加算(Ⅱ)	54円
看護体制加算(Ⅰ)	12円
看護体制加算(Ⅱ)	26円
個別機能訓練加算(Ⅰ)	24円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	40円(月)
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	100円(月)
入院時、外泊時加算	492円

看取り介護加算	144円（死亡日31日以前～45日以下）
看取り介護加算	288円（死亡日以前4日以上30日以下）
看取り介護加算	1,360円（死亡日の前日及び前々日）
看取り介護加算	2,560円（死亡日）

③負担割合3割

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位の13.6／1000加算（月）
栄養ケアマネジメント強化加算	33円
経口移行加算	84円（医師の指示を受けて、経管栄養から経口栄養に移行しようとする者で180日以内）
経口維持加算（Ⅰ）	1,200円（月）／（180日以内）
経口維持加算（Ⅱ）	300円（月）／（180日以内）
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	18円
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	81円
看護体制加算（Ⅰ）	18円
看護体制加算（Ⅱ）	39円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	36円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	60円（月）
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	150円（月）
入院時、外泊時加算	738円
看取り介護加算	216円（死亡日31日以前～45日以下）
看取り介護加算	432円（死亡日以前4日以上30日以下）
看取り介護加算	2,040円（死亡日の前日及び前々日）
看取り介護加算	3,840円（死亡日）

二 基本食事費標準負担額

- (1) 生活保護者、老齢福祉年金受給者等 300円
- (2) 市町村民税世帯非課税者で合計所得額と年金収入額の合計が80万円以下
390円
- (3) 市町村民税世帯非課税者で合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下
650円
- (4) 市町村民税世帯非課税者で合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超
1,360円
- (5) 前項(1)(2)(3)(4)以外の方 1,545円

三 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際、前号の法定代理受領サービスに該当する単位数に単位単価を乗じて得た額を利用料とする。

2 その他の利用料

一 個室料負担

前項二 (1)(2)(3)(4)に該当される方は減額の対象。

二 特別な食事の提供

三 理美容代

実費徴収

四 前号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、その利用者が負担することが適当と認められる費用。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、該当サービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(利用者の減免)

低所得者および生活保護受給者である場合には、別に定める減免規程に基づき利用料を減免することができる。

第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(受給資格の等の確認)

第11条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(入退居)

第12条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努める。

5 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。

6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

7 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

8 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(入退居の記録の記載)

第14条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付するものとする。

(施設サービス計画の作成)

第16条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

3 計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。

4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して、説明し、同意を得るものとする。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第17条 施設は、入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化防止に資するよう

その者の心身の状況等に応じてその者の処遇を妥当適切に行う。

- 2 指定介護福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設職員は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第18条 介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、適切な方法により、入浴又は清拭を利用の状況希望に添って、入浴の機会を設けるように努めます。
- 3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者のオムツは適切に随時取り替えるものとする。
- 5 施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、入居者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の職員以外の者による介護を受けさせることはできない。

(食事の提供)

第19条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮し適切な時間に提供する。

食事時間は、ユニットごとに利用者の希望により決定する。

- 2 食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努める。

(相談・援助)

第20条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第21条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第22条 施設は、入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第23条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する。健康手帳を有しない者に付いてはこの限りでない。

(栄養管理)

第24条 入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

(口腔衛生の管理)

第25条 施設の従業者又は歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が施設入所時及び入所後の定期的な口腔の健康状態の評価を実施する。

- 2 技術的助言及び指導又は航空の健康状態の評価を行う歯科医師若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士においては、当該施設との連携について、実施事項等を文書等で取り決めを行う。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第26条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって、入院後概ね1ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定介護老人福祉施設に入居することができるものとする。

(入居者に関する保険者への通知)

第27条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して

その旨を保険者に通知するものとする。

- 一 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第28条 施設は、入居者に適切な指定介護福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制は別紙のとおりとする。

(月ごとの勤務割表を作成する)

- 2 施設は、当該指定介護老人福祉施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第29条 施設は、施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- 2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第30条 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

- 2 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに講じるものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 非常災害に備えて避難、救出その他必要な訓練を年2回実施する。

第7章 その他の運営に関する事項

(定員の遵守)

第32条 施設は入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

第33条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、当該指定介護老人福祉施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を行う。

(協力医療機関等)

第34条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす佐賀記念病院を協力医療機関と協力歯科医療機関とする。

一 入居者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

二 施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保していること。

三 入居者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は橋梁く医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入居者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

2 施設は、1年に1回移乗、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、自治体に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

(掲示)

第35条 施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第36条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あら

はじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該指定介護老人福祉施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該指定介護老人福祉施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情処理)

第38条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護老人福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該保険者の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第39条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(虐待防止に関する事項)

第40条 施設は、入居者の人権の養護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

(身体拘束)

第41条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを

得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

- 第42条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

- 第43条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

- 第44条 施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- 2 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、指定介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

第8章 会計の区分及び記録の整備

（会計の区分）

- 第45条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

（記録の整備）

- 第46条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月9日から実施する。

この規程は、平成26年4月1日から実施する。

この規定は、平成27年4月1日から実施する。

この規定は、平成27年8月1日から実施する。

この規定は、平成29年4月1日から実施する。

この規定は、平成30年4月1日から実施する。

この規定は、令和1年10月1日から実施する。

この規定は、令和3年4月1日から実施する。

この規定は、令和6年4月1日から実施する。

この規定は、令和6年6月1日から実施する。